

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項、第26条第1項及び第31条第1項の規定により、次の物件を新潟県文化財に指定する。

平成25年3月26日

新潟県教育委員会 委員長 栗田 修行

第5条第1項の規定による有形文化財の指定

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (彫刻)	木造不動明王坐像	1 軀	佐渡市長谷13番地	宗教法人長谷寺
有形文化財 (歴史資料)	新潟奉行川村修就関係資料	1,859点	新潟市中央区柳島町2丁目10番地 (新潟市歴史博物館)	新潟市
有形文化財 (考古資料)	二軒茶屋遺跡出土品	248点	胎内市東本町19番1号 (胎内市遺跡資料室)	胎内市
有形文化財 (考古資料)	南赤坂遺跡出土品	110点	新潟市西区木場2748番地1 (新潟市文化財センター)	新潟市

第26条第1項の規定による民俗文化財の指定

種別	名称	所在地	保護団体
無形民俗文化財 (民俗芸能)	関山の仮山伏の棒遣いと柱松行事	妙高市大字関山4804番地	宗教法人関山神社

第31条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定

種別	名称	所在地	所有者・管理者
史跡名勝 天然記念物 (史跡)	今井城跡	中魚沼郡津南町上郷大井平字城	大井平郷生産森林組合 他